

# 児童手当(特例給付) 年金加入証明書について

※ 国民年金・年金未加入の方は提出する必要はありません。

国民年金以外の厚生年金・共済年金などに加入されている方で、下記以外の健康保険（国民健康保険組合など）に加入している場合は、勤務先に年金加入状況の証明を受けてください。なお、下記の健康保険に加入している場合は、受給者(申請者)の保険証の写しを提出していただければ、年金加入証明書の提出は必要ありません。

- ① 健康保険被保険者証（全国健康保険協会・健康保険組合（国民健康保険組合以外））  
（健康保険組合に加入の方は、健康保険被保険者証のコピーの余白に「勤務先名」を併せて記入することで、年金加入証明書が不要となります。）
- ② 船員保険被保険者証（全国健康保険協会 船員保険部など）
- ③ 私立学校教職員共済加入者証
- ④ 全国土木建築国民健康保険組合員証  
（全国土木建築国民健康保険組合以外の各種国民健康保険組合に加入の方は、年金加入証明書が必要となります。）
- ⑤ 日本郵政共済組合員証
- ⑥ 文部科学省共済組合員証(大学等支部に限ります)
- ⑦ 勤務先が独立行政法人または地方独立行政法人である共済組合員証

-----< 下記証明書を勤務先に提出し、証明してもらってください >-----

## 年金加入証明書

令和 年 月 日

事業所所在地

事業所名称

代表者又は  
責任者

印

連絡先 ( )

下記のとおり、年金に加入していることを証明します。

氏名	
加入している年金の種類 (該当する年金の種類に☑をつけてください。) (※ 共済組合は組合の種類別を記入してください)	<input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> 船員保険 <input type="checkbox"/> 共済組合 ※ 共済組合の場合は共済組合の種類別を記入してください ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
基礎年金番号	記号 (4桁) _____ 番号 (6桁) _____
当事業所での年金加入年月日	年 月 日
※ 当事業所での資格喪失年月日	年 月 日 証明する時点で資格を喪失している場合のみ記入してください

- 年金加入証明書の提出を必要とする日以後に、事業所を退職している場合は、事業所在籍時の加入状況を記入するとともに、資格喪失年月日も併せて記入してください。